

大田市告示第53号

大田市鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業捕獲報償交付要綱（令和3年大田市告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

大田市長 楫野弘和

別表中「

イノシシ（成獣・幼獣）	10,000円
ニホンザル（成獣・幼獣）	10,000円
ニホンジカ（成獣・幼獣）	10,000円

」を「

イノシシ（成獣）	10,000円
イノシシ（幼獣）	8,000円
ニホンザル（成獣）	10,000円
ニホンザル（幼獣）	8,000円
ニホンジカ（成獣）	10,000円
ニホンジカ（幼獣）	8,000円

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。